

# 所得税・住民税の申告をお忘れなく！



**申告期間 2月12日(火)～3月15日(金)**

会場、地区ごとの日程については、裏表紙をご確認ください。 ※土・日曜日を除く

## 市・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日時点で筑西市に住所があり、以下に該当する場合、申告が必要です。

- (1) 事業（農業、営業など）・不動産（地代、家賃など）、配当などの所得のある人
- (2) 給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない人、給与を2か所以上から受けた人、給与以外の所得のある人
- (3) 雑所得（個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材からの報酬など）や一時所得（当選金、生命保険の満期金など）のある人
- (4) 公共事業（土地収用）などのために土地を譲渡した人
- (5) 収入が無く、かつ、税法上の扶養になっていない人
- (6) 税法上の扶養になっている人のうち、扶養主が筑西市以外に住所を有している人

## 市・県民税の申告が不要な人

- (1) 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- (2) 給与を1か所から受け、当該給与以外の所得がなく、かつ、勤務先から本市に年末調整済の給与支払報告書の提出がある人
- (3) 収入がなく、かつ、平成31年1月1日現在、筑西市に住所を有する者に税法上で扶養されている人

※収入のなかった人でも申告が必要な場合があります

ア 申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定資料となりますので、これらの被保険者や被扶養者で「市・県民税の申告が必要な人」は、申告書の提出をお願いします。

イ 税法上で扶養されている人でも非課税証明書は発行できますが、所得額の記載の無い証明書になりますので、所得額が記載された証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。

# 申告に必要なもの

- 印鑑
- 「マイナンバーカード」又は「通知カード+身分証明書」  
※顔写真のない身分証明書は2種類必要です（運転免許証、健康保険証など）
- 給与、退職金、公的年金等の源泉徴収票（原本）※給与所得者・年金所得者
- 収支内訳書（収入と支出の分かる帳簿、領収書）※事業所得（農業、営業など）・不動産所得者
- 所得控除の証明書（医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料などの支払証明書など）
- 還付金の振込先（金融機関、支店、種別、口座番号）が分かるもの（本人名義の口座に限る）  
※還付申告の人のみ
- 税務署からのお知らせハガキ ※届いた人のみ
- 利用者識別番号を持っている場合はその番号が分かる書類

## 配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成31年度（平成30年分）の申告から次のとおり改正されます

### 配偶者控除

改正前は一律の控除額でしたが、改正後は申告者本人の合計所得金額に応じ控除額が変更されます。なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられません。

### 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なります。なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けられません。



※所得税の算定時は本人及び配偶者の退職金も合計所得金額に含めて判定しますが、市・県民税の算定時には退職金を除いて判定します。市・県民税で控除の適用を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

## 上場株式等に係る配当所得、特定株式等譲渡所得などがある人へ

市・県民税において所得税と異なる課税方式（申告不要を含む）を選択するときは、市・県民税の納税通知書が送達される日までに、確定申告とは別に市・県民税の申告が必要です。期限までに提出されない場合は、確定申告と同様の課税方式が選択されます。

また、期限後に上場株式等に係る配当所得や特定株式等譲渡所得などを含む確定申告書を提出した場合、市・県民税については、これらの所得や控除を除外して税額計算されるほか、当該申告が損失申告であった場合、損失はなかったものとみなされ、翌年以降、繰り越し控除を適用することができなくなります。

※所得税15.315%と住民税5%があらかじめ源泉徴収されているものが対象です

## 無料税務相談を実施します（事前予約制）

**【対象】** 年金受給者、給与所得者で医療費控除を受ける人、年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない人

**【会場】** ①セナミ学院（下館駅南校）日時：2月14日（木）午前9時30分～正午 / 午後1時～3時

☎ 関東信越税理士会下館支部 ☎ 25-5930（土・日曜日、祝日を除く）

②各税理士事務所 日時：2月6日（水）午前9時30分～正午 / 午後1時～4時

☎ 各事務所まで問い合わせてください。 ※相談内容により低額な料金が発生する場合があります